

第35回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年5月26日（火） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

10 番 宮 崎 義 幸

11 番 工 藤 均

12 番 百 々 栄 二

13 番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による申出について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |

事務局 長

第35回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

皆様おはようございます。

桜の時期も終わり、草木が緑を増す季節を迎え、来月から始まる収穫作業を前に何かと準備にお忙しい中、第35回総会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、私たちに与えられた任期も残り2ヶ月を切りました。農作業がピークを迎えるこの時期ではありますが、町内各地域が抱える色々な問題に、積極的に取り組み、浜中町の農業の発展のために、残りの任期を邁進していきたいと思います。

また、来月6月4日に農業者年金協議会主催のパークゴルフ大会も計画しております。委員各位の参加はもちろんです、仲間等に声掛けをしていただき、盛大に開催されることを期待したいと思います。

本日は、議案を5件提案させていただいております。慎重審議をお願いして、開会のあいさつとさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番百々委員、1番妹尾委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

5月1日、「土地の現況証明願い及び農地転用に係る現地調査」を茶内第一地区で実施し、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇氏の所有地でございますが、〇〇〇〇さんについては、登記簿地目が農地で現況では農地以外となっている土地を売買

するにあたり、登記簿地目の変更が必要なことから現況証明の願い出がありました。

また、〇〇〇さんについては、経営者の〇〇さんが特例措置の転用申請を行うための現地確認でございます。

詳細については、議案第１号と議案第４号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

５月７日、「令和８年度第１回農業委員候補者評価委員会」が茶内支所で開催され、白川会長と私が出席しております。

５月１１日～１３日、「令和８年度農業者年金業務新任職員研修会」が札幌市で開催され、前田主事が出席しております。

５月１２日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を茶内北区で実施し、嵯峨委員、新井委員、宮崎委員、事務局２名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏の所有地でございますが、〇〇さんは現在国有地の買取手続を進めており、当該地の現地確認を行ったところ、隣接する所有農地の中に、既に農地以外となっている部分が確認されたことから、現況証明願いを行っていただくこととなりました。

詳細については、議案第１号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

５月１４日～１５日、「令和７年度根釧女性農業委員の会研修会」が弟子屈町で開催され、新井委員、阿部委員と私が出席しております。

初日の研修では北海道農業会議の三本部長より所有者不明農地の取扱いについて講義をいただき、２日目は屈斜路カルデラワイナリーと株式会社オリエンタルランドが経営するいちご農園の視察を行ったところです。

５月２０日～２２日、「令和７年度一般社団法人北海道農業会議の業務内容及び会計に係る監事会・令和８年度一般社団法人北海道農業会議第１回理事会」が札幌市で開催され、白川会長が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第６ 議案第１号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第１号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委8-2号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名により5月1日に実施し確認をしております。

次に、浜農委8-3号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、現況地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、宮崎委員、事務局2名により5月12日に実施し確認をしております。

本案すべての願い出地について、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。
浜農委8-2について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委8-3について質疑を行います。
質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員

図面の黄色い線は何を意味していますか。

事務局 筆全体を表示しています。

妹尾委員 ○○○－○というのは、赤く表示したところを除外するということですか。

事務局 そうです。左側に表示しているのが全体の面積となっています。

妹尾委員 わかりました。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委８－２を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委８－２は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委８－３を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委８－３は、原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第１８条では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より６ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。また、そ

の解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知をしなければならない。」とされております。

本案は、1 件の届出でございますが、整理番号 1 は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇，〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第 2 号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 3 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転 2 件の許可申請でございますが、整理番号 1 は、浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は浜中桜南〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇〇，〇〇〇．〇〇㎡で、この土地を浜中桜東〇〇番地、〇〇〇氏に売買によ

る権利の移転、整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇、〇〇〇．〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

整理番号1について、12番百々委員お願いします。

百 々 委 員

整理番号1について補足説明をいたします。

今回の申請は、農用馬の経営を行っている〇〇〇さんが、隣接する酪農家の〇〇〇〇さんの農地を〇．〇ヘクタール買い受けするということです。

現地は、浜中市街に近い〇〇さんはスラリーの散布を控えていたということで、〇さんが使用することになれば、馬の堆肥はあまり匂わないということもあり、衛生管理の面においても解決することが多いのではないかと思います。また、〇さんの放牧地とも隣接しておりまして、馬の移動などにもリスクが少なくなるのではないかと思います。

このようなことから、許可することに問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号2について、1番妹尾委員お願いします。

妹 尾 委 員

整理番号2の補足説明をさせていただきます。

〇〇〇氏が新規就農当時から若干飛び地になっていた土地を〇〇〇〇氏に賃貸借しておりまして、このたびその土地を売買するということを決断され、3条で売買するという運びになりました。〇氏も後継者もおらず、もう数年後には離農して新規就農を入れるという考えを持っています。この土地はもう使う必要がないので、〇〇さんとの合意の元に売買することとなりました。

また、〇〇さんは、労働力も問題ないので適切に管理されると思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

		それでは、これから議案第３号の質疑を行います。 整理番号１について質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号２について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号２を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。
		日程第９ 議案第４号 農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定による申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第４号 農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定による申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定では、農地転用許可を不要とする特例の適用を受けようとする申出があったときは、農地法関係事務処理要領に基づき農業委員会が「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討」し、「必要に応じて、土地改良区その他の関係者の意見を聴く」ものとし、確認の結果、農地転用許可を不要とする特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当者にその判断の適否について意見を聴き、農業委員会の判断が適当

である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を申出者に通知するとされております。

本案は1件の申出でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇）の建設のため、関係農地〇筆、面積〇〇〇、〇〇〇．〇〇㎡のうち、〇〇〇、〇〇〇．〇〇㎡を転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名により、5月1日に実施しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 （詳細説明するも省略）

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 （質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 （異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項では、「農業委員会は、地域計画の区域内の農用地所有者から、農用地の所有権移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有及び利用現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるとき

は、市町村の長に対し、通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案については3件の買入協議でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地、整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、整理番号3は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、いずれも令和〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員による調整の結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員

農用地の買入協議の要請に至る経過書の中の4番に、いつも売買価格の不一致が原因でということですが、実際は税制上の優遇措置を受けたいが為に行うことであって、だったらこの6番のその他にして、具体的な内容として税制上の優遇措置を受けるためとしてはだめなのでしょうか。正直に書いたらだめなのでしょうか。

事 務 局

ただいまの質問については、確認しなければお答えできない内容となっています。
売買価格の不一致に丸をつけていますが、これについては、即買い取るだけの金額は今用意できません、5年間借りて買い取るまでには資金を用意しますという意味合いでの売買価格の不一致ということになっており、今のところはそのような理由で書類は作成しているので、これを6番に変えるかどうかというのは、提出先の農業公社の方に相談して確認しなければ今は回答できません。

嵯 峨 委 員

売買価格の不一致という点で言えば、売った価格のつもりで税がそれだけかかるので実際の価格は税が引かれた金額になるから、それでは売りたいということ、売買価格の不一致という言い方もできると言えばできるのではないかと思うので、正直に書いてはだめなのかとちょっと思ったものですから。

議 長

内容等については、従来このように売買価格の不一致ということで出していますが、この書き方が本当にいいのか、正直に税制上の優遇措置を受けるためと書いたほうがいいのか、それは買い手の公社との調整が必要かなと思います。

宮崎委員 受け手がないから公社に買ってもらうんですよね、合理化事業ってそういうものだと思いますけど。税制面云々よりは、農地の受け手がないから公社が一度買って、調整してくださいということですよ、だからこの段階で税制面云々というよりは、売買価格の不一致と書いて、使う人が調整できないから公社に買ってください、という意味の売買価格の不一致ですよ。

議長 それが公社による買入協議の主たる部分なので、理由を税制のためと書いてしまっているのかというのは、また別問題となってきます。

事務局 税控除については、買入協議を受けた結果税控除があるという付帯事項となり、主題ではないです。

議長 これから新しい委員になると、まず疑問に思うこととなると思うので、そこはどのような理由でそうなっているのか、例えば、そうしなければ他に当てはまる項目がないから、当てはめているという部分も出てくると思います。

これは、相手がいる話で法律上の関係もあるので、その部分は今後検討させてもらってよろしいでしょうか。

嵯峨委員 わかりました。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2について質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3について質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

		次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。
		日程第 1 1 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会について、6 月 3 0 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からを提案します。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6 月 3 0 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からということでよろしいでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、6 月 3 0 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からに決定いたしました。
		以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第 3 5 回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前 11 時 00 分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

12 番 百 々 栄 二

浜中町農業委員会

1 番 妹 尾 伸 二